

株式会社フジドリームエアラインズ

旅客運送約款の一部変更のお知らせ



2011年3月31日

株式会社フジドリームエアラインズ(略称:FDA、本社:静岡県牧之原市、代表取締役社長:鈴木 与平)は、2011年4月1日(金)より、旅客運送約款の一部を変更いたします。

詳細は以下の通りです。

<変更箇所>

(変更前)

第16条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、旅客が航空機に搭乗する日において有効な旅客運賃及び料金とします。但し、航空券の購入後に、搭乗する便の運賃又は料金が値上げされた場合には、当該値上げの実施後2ヶ月間に限り、当該航空券購入時において有効であった現に搭乗する便の運賃又は料金を適用運賃又は料金とします。

↓

(変更後)

第16条 適用運賃及び料金

1. 適用運賃及び料金は、会社規則に別段の定めのある場合を除き、航空券の発行日において、旅客が航空機に搭乗する日に有効な旅客運賃及び料金とします。

<変更要旨>

ご利用いただく運賃・料金については、お客様がご搭乗時において存在する運賃および料金を有効としておりましたが、4月1日以降ご購入(発行)時において存在する搭乗日の運賃・料金を有効とすることに変更させていただきます。

したがって、発売開始後(もしくはお客様がご購入後)に、運賃の変更(値上げ値下げ)もしくは、新運賃の追加設定を行った場合でも、お客様がご購入(発行)した時点の運賃および料金が有効となり、変更後の運賃もしくは新規追加運賃への変更を希望する場合は、所定の手続き(取消手数料を頂戴してお取消し)を行った上で変更いただくこととなります。

ただし、季節によって運賃の異なる予約変更が可能な運賃の予約変更につきましては、これまで通り差額の調整(払い戻し等)を行うこととします。

なお、2011年3月31日までにご購入いただきましたお客様につきましては、現行の約款が適用されます為、運賃の変更については、差額の調整(払い戻し等)を行います。

なお、約款全文については、FDA ホームページ [企業情報] ページ内の [旅客運送約款] にてご確認いただけます。
<http://www.info.fujidreamairlines.com/company/stipulation.shtml>

以上